

議案第58号

目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成11年12月目黒区条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の1(1)の項中「36円50銭」を「40円」に改め、同表の1(2)の項中「36円50銭」を「40円」に、「69円」を「76円」に改め、同表の1(3)の項中「36円50銭」を「40円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成29年10月31日までの間の収集及び運搬に係る有料ごみ処理券を添付する廃棄物の廃棄物処理手数料は、施行日前にこの条例による改正前の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定による廃棄物処理手数料を納付して交付を受けた有料ごみ処理券を添付して廃棄物を排出する場合に限り、なお従前の例による。

(説明) 廃棄物処理手数料の額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、
この案を提出します。

資 料

目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例																
<p>別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第52条、第55条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td>1日平均10キログラムを超える量につき、1キログラムまでごとに <u>40円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td> <td>1キログラムまでごとに <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに<u>76円</u>を基準として、有料ごみ処理券の種別に応じ規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨時に排出する占有者又は事業者</td> <td>1キログラムまでごとに <u>40円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量につき、1キログラムまでごとに <u>40円</u>	(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムまでごとに <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u> を基準として、有料ごみ処理券の種別に応じ規則で定める額	(3) 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムまでごとに <u>40円</u>	<p>別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第52条、第55条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td>1日平均10キログラムを超える量につき、1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td> <td>1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに<u>69円</u>を基準として、有料ごみ処理券の種別に応じ規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨時に排出する占有者又は事業者</td> <td>1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量につき、1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u>	(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>69円</u> を基準として、有料ごみ処理券の種別に応じ規則で定める額	(3) 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u>
区分	手数料																
(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量につき、1キログラムまでごとに <u>40円</u>																
(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムまでごとに <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u> を基準として、有料ごみ処理券の種別に応じ規則で定める額																
(3) 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムまでごとに <u>40円</u>																
区分	手数料																
(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量につき、1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u>																
(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>69円</u> を基準として、有料ごみ処理券の種別に応じ規則で定める額																
(3) 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムまでごとに <u>36円50銭</u>																

ただし、粗大ごみについては、2, 4
00円を限度として品目別に規則で定
める額

(現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

ただし、粗大ごみについては、2, 4
00円を限度として品目別に規則で定
める額

(省 略)

2 (省略)